

第33期 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催情報

日時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時

場所 東京都文京区後楽一丁目3番61号
東京ドームシティホール

■ 議決権行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後6時まで

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の
報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 業務執行取締役に対する株式報酬の支給の
ための報酬決定の件

Really!
Mad+Pure



株主様と関係者を新型コロナウイルスの感染から守るため、第33期定時株主総会の運営は、以下のとおりいたします。

- ・ 当社役員のみで開催いたします。
- ・ 当社株主総会は時間を短縮して開催いたします。
- ・ 当社株主総会へのご来場はお止めください。
- ・ 株主総会後のミニライブはございません。

株主様におかれましては、議決権行使書の郵送又はインターネット等にて事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

エイベックス株式会社

証券コード 7860

2020年6月11日

株 主 各 位

東京都港区南青山三丁目1番30号
エイベックス株式会社
代表取締役会長CEO 松浦 勝人

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

日本政府による緊急事態宣言が解除され、東京都による緊急事態措置が緩和されましたが、依然として新型コロナウイルス感染拡大防止の対策が求められております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と関係者の新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、後記のとおり、株主様からは事前に質問を受け付けた上で、本株主総会の審議に関連する事項については一括してご回答をさせていただき、本株主総会においては質疑応答のお時間は設けずを実施させていただきます。

[事前質問の受付方法につきましては、4頁に記載の「株主総会事前質問受付について」をご参照ください。]

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[議決権行使の方法につきましては、4頁から6頁に記載の「議決権行使方法についてのご案内」をご参照ください。]

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目3番61号
東京ドームシティホール

前記のとおり、株主様と関係者の新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主様にはご来場されないようお願い申し上げます。本株主総会は、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第33期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案** 業務執行取締役に対する株式報酬の支給のための報酬決定の件

4. その他

(1) 法令及び定款第15条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://avex.com/jp/ja/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 会社の新株予約権等に関する事項
- ② 会計監査人に関する事項
- ③ 業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項
- ④ 連結株主資本等変動計算書
- ⑤ 株主資本等変動計算書
- ⑥ 連結計算書類の連結注記表
- ⑦ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を作成、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

~~~~~  
◎株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://avex.com/jp/ja/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

◎議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い新型コロナウイルス感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけインターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

◎株主総会終了後の次世代アーティスト等をご紹介するミニライブにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント開催の自粛など人が集まる状態を避けることが求められている状況を鑑み、本年の開催は中止とさせていただきます。

## 事業報告及び議案の説明について

株主様には、株主総会にご出席されなくとも、当社の状況について十分にご理解いただき、事前に議決権を行使いただけますよう、事業報告および議案の説明をまとめた映像を株主様専用サイト「avex shareholders club (<https://sh.fc.avex.jp/>)」へ2020年6月19日（金曜日）を日途に掲載いたします。

株主様専用サイトにつきましては、同封のご案内状または招集ご通知の裏表紙をご参照ください。

## 株主総会事前質問受付について

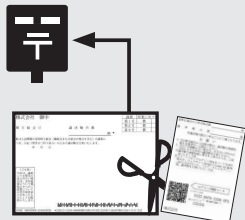
本株主総会につきましては、エイベックス株主様専用サイト「avex shareholders club (<https://sh.fc.avex.jp/>)」にて事前に質問を受け付けます。

いただいた事前質問の内、本株主総会の目的事項にあたるご質問について整理のうえ別途回答いたします。

また、株主総会では総会の目的事項にあたるご質問を一括してご回答し、後日株主様専用サイト「avex shareholders club (<https://sh.fc.avex.jp/>)」にて掲載する予定です。

事前質問受付期限：2020年6月22日（月曜日）午後6時入力分まで

## 議決権行使方法についてのご案内



### ▶ 郵送にて行使いただく場合

行 使 期 限

2020年**6月25日（木曜日）午後6時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



### ▶ インターネットにて行使いただく場合

行 使 期 限

2020年**6月25日（木曜日）午後6時行使分まで**

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

インターネットによる行使方法の詳細は **次頁** をご覧ください

### 機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

## インターネットによる行使方法

2020年6月25日（木曜日）午後6時行使分まで

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、行っていただきますようお願いいたします。

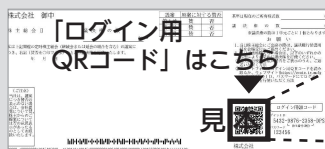
### ■ スマートフォンによる方法



「ログイン用QRコード」を読み取っていただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

#### 1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

#### 2 議決権行使方法を選択

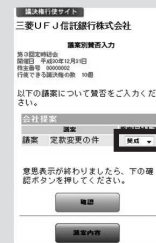
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択

セキュリティの観点から2回目以降のログインの際は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、次頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

#### 3 各議案の賛否を選択



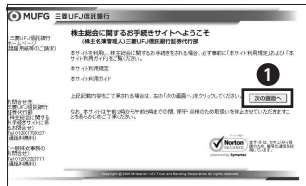
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…  
次頁のパソコンによる方法に従って  
ログインしてください。

## ■ パソコンによる方法

### 1 議決権行使サイトへアクセス (<https://evote.tr.mufg.jp/>)

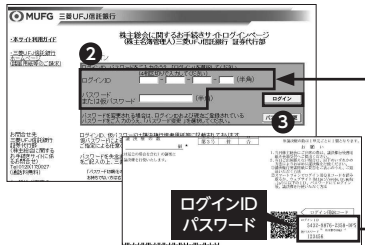


#### ①「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



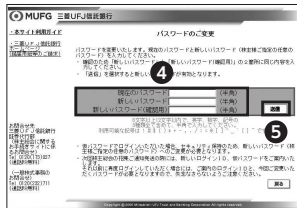
### 2 ログインする



② お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力  
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

#### ③「ログイン」をクリック

### 3 パスワードを登録



④ 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。  
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

#### ⑤「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

#### ● 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00～21:00

● 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通話料等は株主様のご負担となります。

#### ● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 事業報告

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に、全体としては緩やかな回復基調で推移したものの、相次ぐ自然災害の発生や消費増税による個人消費マインドの落ち込み、その後発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界経済の先行きは一気に不透明な状況となりました。

当社グループが属するエンタテインメント業界の環境としましては、音楽ビデオを含む音楽ソフトの生産金額が前年比4.7%減の2,291億29百万円(2019年1月～12月。一般社団法人日本レコード協会調べ)、有料音楽配信売上金額が前年比9.6%増の706億28百万円(2019年1月～12月。一般社団法人日本レコード協会調べ)となりました。映像関連市場につきましては、映像ソフトの売上金額が前年比10.7%減の1,590億93百万円(2019年1月～12月。一般社団法人日本映像ソフト協会調べ)、映像配信市場規模は前年比25.9%増の2,770億円(2019年1月～12月。一般財団法人デジタルコンテンツ協会推計)となりました。

このような事業環境の下、当社グループでは中長期的な成長を実現するために、強いIPの創造に向けて、アーティスト・タレントの発掘・育成及びゲームと連動したアニメ作品の企画・開発、テクノロジーを活かした新たなビジネスの追求、海外において自社IPを用いたイベントを開催する等、国内外の有望なパートナーとの連携による事業開発を進めてまいりました。また、年度終盤においては新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くのライブ・イベントの開催を自粛することとなりましたが、エンタメで少しでも日々の楽しみに貢献できたらとの思いからYouTube公式エイベックス・チャンネルにて、当社所属アーティストを中心としたライブ映像コンテンツを無料公開いたしました。

以上の結果、売上高は1,354億69百万円(前年度比15.4%減)、営業利益は40億33百万円(同43.1%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は、営業利益の減少に加え一部事業における固定資産の減損損失等を計上したことにより11億2百万円(前年度は親会社株主に帰属する当期純利益23億54百万円)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

※各セグメントの売上高及び営業利益は、全てセグメント間取引額の消去前の数値です。

#### ① 音楽事業

音楽ソフト作品の販売及びライブの公演数が減少したこと等により、売上高は1,066億25百万円(前年度比18.0%減)、営業利益は26億54百万円(同60.7%減)となりました。

#### ② アニメ・映像事業

映像ソフト作品の販売が増加したこと等により、売上高は142億46百万円(前年度比4.8%増)、営業利益は8億24百万円(同169.0%増)となりました。

### ③ デジタル事業

映像配信サービスの会員数が減少したものの、売上総利益率が改善したこと等により、売上高は141億93百万円（前年度比19.0%減）、営業利益は19億56百万円（同20.4%増）となりました。

### ④ その他

その他の事業の売上高は56億94百万円（前年度比50.4%増）、営業損失は14億20百万円（前年度は営業損失16億6百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資は総額で25億63百万円であり、その主なものは、自社利用ソフトウェア開発22億90百万円等です。

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、今後も更なる業績の向上と持続的な企業価値創出のために、タグライン（企業理念）である「Really! Mad+Pure」の下、以下の7項目を重点課題と位置付け、取り組んでまいります。

### ① ヒットコンテンツの創出

当社グループは、ユーザーの消費行動の多様化が進む中、コンテンツホルダーとしてヒットコンテンツを創出することが最大の命題であると認識しております。アーティスト・タレント等の発掘・育成・マネジメントの一貫した体制を構築し、ヒット創出に向けた経営資源の集中を図るとともに、多様化したユーザーニーズに対応したヒットコンテンツの創出を実現してまいります。

### ② 新たな技術を活用したIPの創造

当社グループは、テクノロジーの進化に伴い市場環境の変化が進む中、新たなIP（知的財産権）を継続的に創造することを目指しております。「Entertainment×Tech×Global」をキーワードに掲げ、エンタテインメントとテクノロジーによるシナジーを最大化することで、新たな技術を活用したIPの創造への取り組みを推進してまいります。

### ③ ビジネスインフラの進化

当社グループは、強みとするエンタテインメントにおける360度ビジネスを、よりユーザーフレンドリーに展開することが重要であると認識しております。ファンクラブ、ECサイト及びチケット販売ソリューションの充実や、音楽・映像配信において新たな技術を取り入れた先進的なサービス拡充を実現するためのビジネスインフラの進化に取り組むことで、お客様の満足度向上を目指してまいります。

#### ④ グローバル展開の促進

当社グループは、更なる市場機会の獲得のために、日本のみならず海外においてもビジネスの可能性を追求することが重要であると認識しております。アーティスト・タレント、音楽・映像コンテンツに加え、ライブ・イベント等の多様なIPをアジアのエンタテインメント市場に積極的に展開するとともに、アメリカに設立した音楽スタジオを拠点に、有望な海外のクリエイター陣がグローバルなヒットを視野に入れた楽曲制作に取り組むことで、世界的に支持されるIPを創造することを目指してまいります。

#### ⑤ 人材育成の強化

当社グループは、事業環境の変化と業容拡大に対応し更なる成長を実現するために、人材育成の強化が必要であると認識しております。年齢・性別・国籍等に関係なく活力ある人材を積極登用することによる次世代の経営層の育成や、働き方改革の推進等により、従業員一人ひとりが意思と活力を持って働く企業を目指してまいります。

#### ⑥ 企業風土の醸成

当社グループは、エンタテインメントを通じて世の中に驚きと感動を届けるという創業精神を無限に追求する企業風土の醸成が必要であると考えております。タグライン「Really! Mad+Pure」の下、経営陣と従業員が同じ価値観を共有すべく、社内コミュニケーションを強化するとともに、コンプライアンスポリシーを経営陣、従業員及び契約アーティスト・タレントにとっての全ての行動・判断の基準と捉え事業活動を行うことで、お客様への提供価値の向上に努めてまいります。

#### ⑦ ガバナンス体制の強化

当社グループは、的確な経営の意思決定、迅速かつ適正な業務執行及び充分なモニタリングが機能する経営体制を構築し、あわせて企業倫理の維持・向上を図っていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。今後も当社グループを取り巻く環境の変化に応じながら業績の向上に努めると共にコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ってまいります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 項 目                          | 第 30 期<br>(2017年3月期) | 第 31 期<br>(2018年3月期) | 第 32 期<br>(2019年3月期) | 【当事業年度】<br>第 33 期<br>(2020年3月期) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円)                    | 161,592              | 163,375              | 160,126              | 135,469                         |
| 営業利益 (百万円)                   | 5,728                | 6,939                | 7,089                | 4,033                           |
| 経常利益 (百万円)                   | 4,479                | 6,582                | 6,529                | 3,017                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (▲は損失) (百万円) | 118                  | 2,601                | 2,354                | ▲1,102                          |
| 1株当たり当期純利益 (▲は損失) (円)        | 2.75                 | 60.41                | 54.53                | ▲25.39                          |
| 総資産 (百万円)                    | 118,399              | 132,887              | 125,808              | 120,414                         |
| 純資産 (百万円)                    | 51,849               | 52,460               | 52,055               | 49,449                          |
| 1株当たり純資産 (円)                 | 1,114.63             | 1,128.89             | 1,120.78             | 1,058.01                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。  
 3. 第30期においては、特別損失として固定資産の減損損失等を計上いたしました。

(5) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金              | 議決権の所有割合           | 主要な事業内容                                                      |
|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------|
| エイベックス・エンタテインメント株式会社            | 百万円<br>200         | 100.00 %           | 音楽コンテンツの企画・制作・販売・配信、コンサート・イベントの企画・制作・運営、マーチャンダイジング、ファンクラブ運営等 |
| エイベックス・マネジメント株式会社               | 百万円<br>80          | 100.00             | アーティスト・タレントのマネジメント、スクールの運営                                   |
| エイベックス・ピクチャーズ株式会社               | 百万円<br>100         | 100.00             | アニメ・映像コンテンツの企画・制作・販売                                         |
| エイベックス・デジタル株式会社                 | 百万円<br>100         | 100.00             | デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信                                        |
| エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社       | 百万円<br>10          | 100.00             | 著作権の管理等                                                      |
| エイベックス・クラシックス・インターナショナル株式会社     | 百万円<br>50          | 100.00<br>(100.00) | アーティストのマネジメント、コンサートの企画・制作・運営、音楽・映像コンテンツの企画・制作                |
| エイベックス・トラベル・クリエイティヴ株式会社         | 百万円<br>100         | 100.00             | 観光旅行事業                                                       |
| エイベックス・テクノロジーズ株式会社              | 百万円<br>100         | 100.00             | クラウド及びブロックチェーン技術を用いたIP・システムの企画、開発、制作・販売等                     |
| エイベックス通信放送株式会社                  | 百万円<br>3,500       | 70.00<br>(70.00)   | 映像配信サービス                                                     |
| エイベックス・AY・ファクトリー合同会社            | 百万円<br>5           | 80.77              | 劇団員のマネジメント、劇団運営及び舞台の興行                                       |
| 株式会社アニメタイムズ社                    | 百万円<br>100         | 55.00<br>(55.00)   | 映像配信サービスに対するアニメ作品の供給                                         |
| 株式会社 a N C H O R                | 百万円<br>30          | 100.00<br>(100.00) | ゲームソフトウェアの企画・制作・販売                                           |
| 株式会社 f u z z                    | 百万円<br>95          | 89.93<br>(89.93)   | ウェブサイト及びデジタルコンテンツの企画・制作・運営                                   |
| 株式会社 M A K E Y                  | 百万円<br>98          | 75.05              | YouTuberのマネジメント、メディアの企画・制作・運営、グッズ・アパレルの企画・制作・販売              |
| 株式会社 T W H                      | 百万円<br>72          | 70.06              | アーティスト・クリエイター関連制作及びエージェント、動画生配信及び投稿サービスのコンテンツ企画制作            |
| A v e x A s i a P t e . L t d . | 千シンガポールドル<br>2,671 | 100.00             | ライセンスビジネス、コンサート・イベントの企画・制作・運営、アジア各社の管理統括                     |
| A v e x T a i w a n I n c .     | 千台湾ドル<br>215,000   | 100.00<br>(100.00) | 音楽・映像コンテンツの企画・制作・販売、コンサートの企画・制作・運営                           |

| 会 社 名                   | 資 本 金           | 議決権の所有割合           | 主要な事業内容                                 |
|-------------------------|-----------------|--------------------|-----------------------------------------|
| Avex Shanghai Co., Ltd. | 千人民元<br>3,000   | 100.00<br>(100.00) | 音楽・映像コンテンツの企画・制作・販売                     |
| Avex China Inc.         | 百万円<br>100      | 100.00             | 中国国内でのアーティストマネジメント及び音楽コンテンツの企画・制作・販売・配信 |
| Avex Hong Kong Limited  | 千香港ドル<br>10,000 | 100.00             | C-POPアーティストの契約等                         |
| Avex USA Inc.           | 千米ドル<br>1,000   | 100.00             | 音楽制作・出版、ベンチャー投資等                        |

- (注) 1. 議決権の所有割合の( )内数字は、間接所有比率です。  
 2. 当事業年度末における連結子会社は22社、持分法適用関連会社は5社です。  
 3. ①エイベックス・テクノロジーズ株式会社は2019年5月14日に新規設立により子会社となりました。  
 ②株式会社aNCHORは、2019年6月21日に株式会社a n c h o r が商号変更したものです。  
 ③エイベックス・ピクチャーズ株式会社のゲームの企画開発機能を、2019年7月1日にエイベックス・テクノロジーズ株式会社に承継いたしました。  
 ④エンタメコイン株式会社は、2019年8月1日にエイベックス・エンタテインメント株式会社を存続会社として吸収合併されました。  
 ⑤株式会社fuzzは、2019年10月31日にエイベックス・テクノロジーズ株式会社が株式を取得し、孫会社となりました。

(6) 主要な事業内容

当社は、持株会社としてグループ各社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、各社の事業の特色を打ち出しつつ、各事業間のシナジーを最大限に発揮できるグループ全体の経営戦略の策定を主な事業としております。事業区分別の主な事業内容は以下のとおりです。

| 事業区分     | 主な事業内容                                                                                 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 音楽事業     | 音楽コンテンツの企画・制作・販売、音楽配信、音楽出版、アーティスト・タレントのマネジメント、マーチャンダイジング、ファンクラブ運営及びコンサート・イベントの企画・制作・運営 |
| アニメ・映像事業 | アニメ・映像コンテンツの企画・制作・販売、映画配給                                                              |
| デジタル事業   | デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信                                                                  |
| その他      | 海外事業、新規事業                                                                              |

## (7) 主要な事業所

| 名 業 称<br>(事 業 区 分)    |                                       | 所 在 地 |                                          |
|-----------------------|---------------------------------------|-------|------------------------------------------|
| 当 社 (持株会社)            |                                       | 本社    | 東京都港区                                    |
| 国<br>内<br>子<br>会<br>社 | エイベックス・エンタテインメント株式会社<br>(音楽事業)        | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       |                                       | 営業所   | 北海道 (札幌市)、愛知県 (名古屋市)、大阪府 (大阪市)、福岡県 (福岡市) |
|                       | エイベックス・マネジメント株式会社<br>(音楽事業)           | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       | エイベックス・ピクチャーズ株式会社<br>(アニメ・映像事業)       | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       | エイベックス・デジタル株式会社<br>(デジタル事業)           | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       | エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社<br>(音楽事業)   | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       | エイベックス・クラシックス・インターナショナル株式会社<br>(音楽事業) | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       |                                       | 営業所   | 英国 ロンドン                                  |
|                       | エイベックス・トラベル・クリエイティヴ株式会社<br>(音楽事業)     | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       | エイベックス・テクノロジーーズ株式会社<br>(その他)          | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       | エイベックス通信放送株式会社<br>(デジタル事業)            | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       | 株式会社 アニメタイムズ社<br>(アニメ・映像事業)           | 本社    | 東京都港区                                    |
|                       | 株式会社 a N C H O R<br>(その他)             | 本社    | 東京都世田谷区                                  |
|                       | 株式会社 f u z z<br>(その他)                 | 本社    | 東京都品川区                                   |
|                       | 株式会社 M A K E Y<br>(その他)               | 本社    | 東京都渋谷区                                   |
|                       | 株式会社 T W H<br>(その他)                   | 本社    | 東京都新宿区                                   |
|                       | エイベックス・A Y ・ファクトリー合同会社<br>(音楽事業)      | 本社    | 東京都港区                                    |

| 名 称<br>(事 業 区 分)      |                                                  | 所 在 地 |             |
|-----------------------|--------------------------------------------------|-------|-------------|
| 海<br>外<br>子<br>会<br>社 | A v e x A s i a P t e . L t d .<br>(その他)         | 本社    | シンガポール      |
|                       | A v e x T a i w a n I n c .<br>(その他)             | 本社    | 台湾 台北       |
|                       | A v e x S h a n g h a i C o . , L t d .<br>(その他) | 本社    | 中国 上海       |
|                       | A v e x C h i n a I n c .<br>(その他)               | 本社    | 中国 北京       |
|                       | A v e x H o n g K o n g L i m i t e d<br>(その他)   | 本社    | 中国 香港       |
|                       | A v e x U S A I n c .<br>(その他)                   | 本社    | 米国 カリフォルニア州 |

## (8) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減数 |
|--------|---------|
| 1,556名 | 95名増    |

(注) 臨時従業員及び他社への出向者は含んでおりません。

## ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減数 |
|------|---------|
| 201名 | 23名増    |

(注) 臨時従業員、子会社及び他社への出向者は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高 |
|--------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行   | 8,500 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 8,107 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 3,000 |
| 株式会社りそな銀行    | 2,000 |
| 株式会社新生銀行     | 2,000 |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 184,631,000株  
 (2) 発行済株式の総数 45,223,600株(自己株式1,677,598株を含む)  
 (3) 株 主 数 28,797名(前期末比1,378名増)  
 (4) 大株主の状況

| 株 主 名                                             | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 マ ッ ク ス 2 0 0 0                           | 2,300,000株 | 5.28%   |
| 有 限 会 社 テ ィ ー ズ ・ キ ャ ピ タ ル                       | 2,250,000  | 5.17    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )     | 2,083,000  | 4.78    |
| 株 式 会 社 サ イ バ ー エ ー ジ ェ ン ト                       | 2,000,000  | 4.59    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 1,754,000  | 4.03    |
| G O L D M A N, S A C H S & C O. R E G             | 1,435,357  | 3.30    |
| 3 D O P P O R T U N I T Y M A S T E R F U N D     | 1,426,800  | 3.28    |
| 小 林 敏 雄                                           | 1,157,818  | 2.66    |
| 株 式 会 社 第 一 興 商                                   | 1,020,000  | 2.34    |
| THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT       | 894,800    | 2.05    |

- (注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式1,677,598株があります。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 株式会社マックス2000は、当社代表取締役会長CEO松浦勝人氏が代表取締役を務めております。  
 4. 2020年4月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーの2020年3月30日現在の保有株式数合計が4,412,800株（発行済株式の総数に対する割合9.76％）となっている旨が記載されておりますが、当社として2020年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年5月11日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対して業績向上へのインセンティブを付与し、経営への参画意識を高めることにより、当社の企業価値向上を図ることを目的として、インセンティブ・プラン「従業員持株会信託型ESOP」（以下、「ESOP信託」）の再導入を決議いたしました。

ESOP信託再導入に伴い、2017年8月10日開催の取締役会において、株式の取得資金として信託する金額を2億90百万円として、取引所市場より当社株式を取得し、当該株式を三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して信託することを決議し、190,300株を取得のうえ、信託を実施いたしました。

なお、ESOP信託口の2020年3月31日現在の持株数は、57,700株です。

## 3. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役

| 地 位           | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                       |
|---------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長CEO    | 松 浦 勝 人   | テクノロジー本部管掌                                                                         |
| 代表取締役社長COO    | 黒 岩 克 巳   | 事業統括本部長、新事業推進本部管掌<br>エイベックス・エンタテインメント株式会社代表取締役社長                                   |
| 代 表 取 締 役 CFO | 林 真 司     | コンプライアンス委員会委員長、報酬委員会委員、コンプライアンス担当、<br>リスク管理担当、経営管理本部管掌、人事総務本部管掌、経理法務本部管掌、<br>広報室管掌 |
| 取 締 役（非 常 勤）  | 見 城 徹     | エイベックス通信放送株式会社最高顧問<br>株式会社幻冬舎代表取締役社長<br>株式会社タッチダウン代表取締役社長<br>株式会社キャブ代表取締役社長        |
| 社 外 取 締 役     | 安 藤 浩 之   | 報酬委員会委員長<br>慶應丸の内シティキャンパス専属コンサルタント                                                 |
| 社 外 取 締 役     | 大 久 保 慶 一 | コンプライアンス委員会委員<br>弁護士                                                               |
| 常 勤 監 査 役     | 岩 田 眞 吉   | —                                                                                  |
| 常 勤 監 査 役     | 小 林 伸 之   | 株式会社NexTone社外監査役                                                                   |
| 社 外 監 査 役     | 玉 木 昭 宏   | 報酬委員会委員<br>米国公認会計士<br>株式会社サイファ代表取締役                                                |
| 社 外 監 査 役     | 山 本 照 雄   | —                                                                                  |

- (注) 1. 取締役安藤浩之氏及び大久保慶一氏は、社外取締役です。  
2. 監査役玉木昭宏氏及び山本照雄氏は、社外監査役です。  
3. 取締役安藤浩之氏及び大久保慶一氏並びに監査役玉木昭宏氏及び山本照雄氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員です。  
4. 監査役玉木昭宏氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 監査役山本照雄氏は、上場会社において長年にわたり、財務・経理・IRにおける要職を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見や職務経験を有しております。  
6. 代表取締役CFOの林真司氏が委員長を務めるコンプライアンス委員会は、社外取締役を含むメンバーで構成され、当社の重要なコンプライアンス上の問題を審議するほか、内部通報制度（ヘルプライン）により通報された事案を確認し、改善を図っております。  
7. 社外取締役の安藤浩之氏が委員長を務める報酬委員会は、社外監査役を含むメンバーで構成され、当社の役員報酬の妥当性を客観的な見地から検証しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

① 就任

該当事項はありません。

② 退任

該当事項はありません。

③ 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

2019年4月16日付で以下のとおり取締役の異動がありました。(下線部が変更点)

| 氏 名   | 異 動 後                                                                               | 異 動 前                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 松浦 勝人 | 代表取締役会長CEO、テクノロジー本部管掌                                                               | 代表取締役会長CEO、代表室管掌、CEO直轄本部管掌                                                    |
| 黒岩 克巳 | 代表取締役社長COO、事業統括本部長、新事業推進本部管掌                                                        | 代表取締役社長COO、事業統括本部長                                                            |
| 林 真司  | 代表取締役CFO、コンプライアンス委員会委員長、報酬委員会委員、コンプライアンス担当、リスク管理担当、経営管理本部管掌、人事総務本部管掌、経理法務本部管掌、広報室管掌 | 代表取締役CFO、コンプライアンス委員会委員長、報酬委員会委員、コンプライアンス担当、リスク管理担当、経営管理本部管掌、人事総務本部管掌、経理法務本部管掌 |

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、優れた人材を招聘できるよう、定款に非業務執行取締役及び監査役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とする旨を定めております。

当該規定に基づき、当社は、非業務執行取締役3名及び社外監査役2名と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 報 酬 等 の 総 額           |
|-------|-----|-----------------------|
| 取 締 役 | 6名  | 529百万円（うち社外 2名、12百万円） |
| 監 査 役 | 4名  | 51百万円（うち社外 2名、12百万円）  |
| 合 計   | 10名 | 580百万円（うち社外 4名、24百万円） |

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は6名、監査役は4名です。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、基本報酬が年額800百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、業績連動報酬枠が当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内です（2013年6月18日開催の第26期定時株主総会決議）。また、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内です（2006年6月25日開催の第19期定時株主総会決議）。
3. 2.の取締役の報酬限度額とは別枠で、2011年6月26日開催の第24期定時株主総会において、年額300百万円以内を取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として決議しており、上記報酬等の総額には、取締役2名にストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額14百万円が含まれております。
4. 2.の取締役の報酬限度額とは別枠で、2017年6月23日開催の第30期定時株主総会において、年額120百万円以内を取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額として決議しており、上記報酬等の総額には、取締役3名に対する譲渡制限付株式報酬計上額116百万円が含まれております。

## (5) 会社役員の報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する方針

当社は、社外取締役を委員長とし、ほかに社外監査役1名及び当社代表取締役CFOの3名により構成される「報酬委員会」を設置し、役員報酬制度の内容及びその決定手続について、外部の客観的な視点を取り入れた、より透明性の高い役員報酬制度を運用しております。

当該役員報酬制度は、基本報酬、毎期の「親会社株主に帰属する当期純利益」のみに完全連動する「年次賞与」、中長期的な企業価値の向上に対して経営陣の意識づけを行うことを目的として、当社取締役会が定める譲渡制限期間を設けた「譲渡制限付株式」及び当社取締役会において予め設定した業績目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付する「パフォーマンス・シェア・ユニット」により構成されております。

なお、非常勤取締役、社外取締役及び監査役の報酬は、その役割に鑑み基本報酬のみとしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の重要な兼職先及び当社との関係

| 氏 名       | 重 要 な 兼 職 先            | 当社との関係     |
|-----------|------------------------|------------|
| 安 藤 浩 之   | 慶應丸の内シティキャンパス専属コンサルタント | 取引関係はありません |
| 大 久 保 慶 一 | 弁護士                    | 取引関係はありません |

② 社外監査役の重要な兼職先及び当社との関係

| 氏 名     | 重 要 な 兼 職 先              | 当社との関係     |
|---------|--------------------------|------------|
| 玉 木 昭 宏 | 米国公認会計士<br>株式会社サイファ代表取締役 | 取引関係はありません |
| 山 本 照 雄 | —                        | 取引関係はありません |

③ 社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                                                          |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 安 藤 浩 之   | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、主に経営コンサルタントとしての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 |
| 社 外 取 締 役 | 大 久 保 慶 一 | 当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。           |
| 社 外 監 査 役 | 玉 木 昭 宏   | 当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席、及び監査役会11回全てに出席し、主に米国公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。   |
| 社 外 監 査 役 | 山 本 照 雄   | 当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席、及び監査役会11回全てに出席し、主に経営・財務・会計の専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。     |

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、消費税等を含んでおりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	54,432	流動負債	64,449
現金及び預金	17,956	支払手形及び買掛金	1,470
受取手形及び売掛金	18,100	短期借入金	16,000
商品及び製品	1,243	1年内返済予定の長期借入金	3,065
番組及び仕掛品	4,012	未払金	21,824
原材料及び貯蔵品	275	未払印税	6,666
前渡金	1,505	未払法人税等	632
前払費用	966	前受金	4,262
前払印税	3,163	賞与引当金	503
その他の他	7,390	返品引当金	3,244
貸倒引当金	△181	ポイント引当金	43
固定資産	65,981	偶発損失引当金	455
有形固定資産	45,945	その他の他	6,281
建物及び構築物	15,282	固定負債	6,515
土地	29,770	長期借入金	4,563
その他の他	892	退職給付に係る負債	711
無形固定資産	4,878	その他の他	1,240
投資その他の資産	15,158	負債合計	70,964
投資有価証券	7,490	〈純資産の部〉	
長期前払費用	43	株主資本	45,689
繰延税金資産	5,545	資本金	4,392
その他の他	2,110	資本剰余金	5,109
貸倒引当金	△31	利益剰余金	39,559
資産合計	120,414	自己株式	△3,371
		その他の包括利益累計額	321
		その他有価証券評価差額金	686
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△87
		退職給付に係る調整累計額	△277
		新株予約権	370
		非支配株主持分	3,068
		純資産合計	49,449
		負債純資産合計	120,414

連結損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		135,469
売上原価		96,375
売上総利益		39,093
販売費及び一般管理費		35,060
営業利益		4,033
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	8	
受取補償金	26	
その他	80	137
営業外費用		
支払利息	74	
持分法による投資損失	813	
投資事業組合運用損	123	
支払手数料	23	
その他	117	1,152
経常利益		3,017
特別利益		
投資有価証券売却益	492	
新株予約権戻入益	89	581
特別損失		
減損損失	1,253	
災害による損失	534	
偶発損失引当金繰入額	455	
投資有価証券評価損	385	
その他	287	2,915
税金等調整前当期純利益		684
法人税、住民税及び事業税	1,480	
法人税等調整額	△255	1,225
当期純損失(△)		△540
非支配株主に帰属する当期純利益		561
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,102

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	25,453	流動負債	47,060
現金及び預金	14,605	短期借入金	16,000
売掛金	3,299	1年内返済予定の長期借入金	3,057
関係会社短期貸付金	4,539	リース債務	4
未収入金	2,520	未払金	1,791
その他の	488	未払法人税等	44
貸倒引当金	△0	関係会社預り金	25,585
固定資産	67,549	賞与引当金	76
有形固定資産	44,527	その他の	500
建物	14,197	固定負債	4,960
機械装置	66	長期借入金	4,550
工具器具備品	565	リース債務	11
土地	29,677	退職給付引当金	66
リース資産	14	その他の	332
その他の	4	負債合計	52,021
無形固定資産	2,017	〈純資産の部〉	
ソフトウェア	1,705	株主資本	40,572
ソフトウェア仮勘定	277	資本金	4,392
その他の	34	資本剰余金	5,239
投資その他の資産	21,003	資本準備金	5,239
投資有価証券	1,953	利益剰余金	34,312
関係会社株式	15,375	利益準備金	501
関係会社長期貸付金	2,238	その他の利益剰余金	33,811
繰延税金資産	317	別途積立金	10,000
その他の	1,119	繰越利益剰余金	23,811
貸倒引当金	△0	自己株式	△3,371
資産合計	93,002	評価・換算差額等	38
		その他有価証券評価差額金	38
		新株予約権	370
		純資産合計	40,980
		負債純資産合計	93,002

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日
至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		15,175
営 業 原 価		692
売 上 総 利 益		14,483
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,036
営 業 利 益		4,447
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
受 取 配 当 金	2	
保 険 解 約 返 戻 金	9	
そ の 他	26	60
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	92	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	127	
為 替 差 損	34	
支 払 手 数 料	23	
そ の 他	7	285
経 常 利 益		4,222
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	184	
新 株 予 約 権 戻 入 益	89	274
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	1	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	269	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	90	361
税 引 前 当 期 純 利 益		4,134
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△237	
法 人 税 等 調 整 額	30	△207
当 期 純 利 益		4,342

会計監査人の監査報告書 謄本（連結）

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

エイベックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 高 俊 幸 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 俊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイベックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイベックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

エイベックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 高 俊 幸 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 俊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイベックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当期の監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、グループ内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

エイベックス株式会社 監査役会

常勤監査役	岩	田	眞	吉	㊞
常勤監査役	小	林	伸	之	㊞
社外監査役	玉	木	昭	宏	㊞
社外監査役	山	本	照	雄	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する長期的かつ総合的な利益還元の実施を、経営上の最も重要な施策の一つとして捉え、業績の推移、キャッシュ・フロー、将来における資金需要等を総合的に勘案して配当額を決定しており、業績連動型の配当の水準を連結配当性向35%以上、1株当たりの年間配当金の最低水準を50円としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金25円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は1,088,650,050円となります。

なお、中間配当金として1株当たり25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を以下に記載の対照表中の変更案のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

現行定款を以下のとおり変更するものであります。

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の実効性の確保とコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を図るとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任することにより迅速な経営意思決定を行い、業務執行の機動性向上を目指すため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会及び会計監査人</u>を置く。 (公告方法) 第5条 (条文省略) 第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会及び会計監査人</u>を置く。 (公告方法) 第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は<u>20名以内とする。</u> (新設) (取締役の選任方法) 第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② (条文省略) (取締役の解任方法) 第21条 <u>取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (取締役会の招集者及び議長) 第23条 (条文省略) (取締役会の招集手続) 第24条 (条文省略) ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>(監査等委員である取締役を除く) 10名以内とする。</u> ② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第20条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ② (現行どおり) (削除) (取締役の任期) 第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集者及び議長) 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集手続) 第23条 (現行どおり) ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
(役付取締役) 第25条 (条文省略) (代表取締役) 第26条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ② (条文省略) (取締役会の決議の方法) 第27条 (条文省略) (新設) (取締役会の決議の省略) 第28条 (条文省略) (議事録) 第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。 ② (条文省略) (取締役会規程) 第30条 (条文省略) (報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第32条 (条文省略)	(役付取締役) 第24条 (現行どおり) (代表取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く)の中から代表取締役を選定する。</u> ② (現行どおり) (取締役会の決議の方法) 第26条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の決議の省略) 第28条 (現行どおり) (議事録) 第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。 ② (現行どおり) (取締役会規程) 第30条 (現行どおり) (報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(監査役の員数) 第33条 当会社の監査役は5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任方法) 第34条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤監査役) 第36条 監査役会はその決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集手続) 第37条 監査役会の招集は、各監査役に対し会日3日前までにその通知を発する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(議事録) 第39条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。 ② 監査役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役会規程) 第40条 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。	(削除)
② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤監査等委員) 第33条 監査等委員会はその決議により常勤監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集手続) 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日3日前までに各監査等委員に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
(新設)	(議事録) 第36条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。
(新設)	② 監査等委員会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。
第6章 計算	(監査等委員会規程) 第37条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第43条～第46条 (条文省略)	第6章 計算 第38条～第41条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第33期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
	② 本条の規定は、2030年6月末日の経過により削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	まつ とう まさ と 松 浦 勝 人 再任	代表取締役会長CEO、テクノロジー本部管掌	12回中 11回 (91.7%)
2	くろ いわ かつ み 黒 岩 克 巳 再任	代表取締役社長COO、事業統括本部長、新事業推進本部管掌	12回中 12回 (100%)
3	はやし しん じ 林 真 司 再任	代表取締役CFO、コンプライアンス委員会委員長、報酬委員会委員、コンプライアンス担当、リスク管理担当、経営管理本部管掌、人事総務本部管掌、経理法務本部管掌、広報室管掌	12回中 12回 (100%)
4	けん じょう とおる 見 城 徹 再任	取締役（非常勤）	12回中 11回 (91.7%)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	【再任】 まつ うら まさ と 松 浦 勝 人 (1964年10月1日生) 	1988年 4 月 当社設立、取締役 1991年 3 月 当社専務取締役 1996年 3 月 当社商品事業本部長 2000年 6 月 当社執行役員 2002年 8 月 当社制作宣伝事業本部長 2004年 8 月 当社専務取締役及び取締役辞任 2004年 8 月 当社執行役員 2004年 9 月 当社代表取締役社長 2005年 4 月 エイベックス・エンタテインメント株式会社（現：エイベックス・デジタル株式会社）代表取締役社長 2009年 4 月 エイベックス通信放送株式会社代表取締役会長 2010年 4 月 当社代表取締役社長CEO、社長室管掌 2013年 7 月 Avex International Holdings Singapore Pte. Ltd. （現：Avex Asia Pte. Ltd.）取締役（現任） 2013年10月 エイベックス・マネジメント株式会社代表取締役会長 2014年12月 AWA株式会社代表取締役会長 2016年11月 エイベックス・ベンチャーズ株式会社代表取締役社長 2018年 6 月 当社代表取締役会長CEO（現任）、社長室管掌 2018年 7 月 当社代表室管掌、CEO直轄本部管掌 2019年 4 月 テクノロジー本部管掌（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	737,624株
取締役候補者とした理由 松浦勝人氏は、1988年に当社を設立以来、当社グループの経営戦略の立案・決定や、エンタテインメント分野におけるプロデュース業、重要な取引先及び所属アーティストとの契約における中枢として重要な役割を果たしてまいりました。また、2018年からは当社代表取締役会長CEOとして、経営全般を担うと共に新規事業開発に取り組み、当社グループの発展に貢献してまいりました。今後も当社グループが成長を続ける上で、創業者精神を後進に引き継ぐと共に、同氏が最も見識が深く職務経験のある音楽制作活動を中心に取り組むことが、当社グループの更なる業績の向上と持続的な企業価値の創出に資すると考えるため、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	【再任】 くろ いわ かつ み 黒 岩 克 巳 (1972年1月19日生) 	2001年5月 株式会社アクシヴ（現：エイベックス・マネジメント株式会社）入社 2005年4月 エイベックス・ライヴ・クリエイティヴ株式会社（現：エイベックス・エンタテインメント株式会社）取締役 2010年4月 同社執行役員 2012年5月 Avex Taiwan Inc.取締役 2012年6月 エイベックス・ライヴ・クリエイティヴ株式会社（現：エイベックス・エンタテインメント株式会社）代表取締役社長 2013年10月 Avex International Holdings Singapore Pte. Ltd.（現：Avex Asia Pte. Ltd.）執行役員 2016年6月 当社コーポレート執行役員 2017年1月 当社グループ執行役員 2017年4月 エイベックス・エンタテインメント株式会社代表取締役社長（現任） 2017年4月 エイベックス・マネジメント株式会社取締役（現任） 2017年4月 エイベックス・クラシックス・インターナショナル株式会社取締役（現任） 2018年6月 当社代表取締役社長COO（現任） 2018年7月 当社事業統括本部長（現任） 2019年4月 当社新事業推進本部管掌（現任） （重要な兼職の状況） エイベックス・エンタテインメント株式会社代表取締役社長	39,700株
取締役候補者とした理由 黒岩克巳氏は、2001年に当社グループに入社し、主にライヴ関連事業の責任者を歴任し、音楽事業における業容拡大に尽力するとともに、2018年より当社代表取締役社長COOとして、当社グループの中長期の成長戦略の実現に向けて取り組んでまいりました。 今後も当社グループが成長を続ける上で、同氏の豊富な見識や職務経験等が、当社グループの更なる業績の向上と持続的な企業価値の創出に資すると思われるため、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	【再任】 はやし しん じ 林 真 司 (1964年6月8日生) 	1990年 5 月 当社入社 1993年 4 月 当社取締役 1996年 6 月 当社常務取締役 2000年 6 月 当社執行役員 2002年 8 月 当社編成本部長 2009年 1 月 エイベックス・マネジメント株式会社取締役 2009年 2 月 エイベックス・エンタテインメント株式会社（現：エイベックス・デジタル株式会社）常務取締役 2009年 4 月 エイベックス通信放送株式会社取締役（現任） 2010年 4 月 当社代表取締役CBO 2010年 4 月 当社コンプライアンス担当（現任） 2010年 4 月 エイベックス・マーケティング株式会社（現：エイベックス・エンタテインメント株式会社）代表取締役社長 2014年 6 月 当社代表取締役CMO 2016年 6 月 当社取締役コーポレート執行役員COO 2016年 6 月 当社コンプライアンス委員会委員長、報酬委員会委員、リスク管理担当（現任） 2017年 1 月 当社取締役COO 2017年 4 月 エイベックス・エンタテインメント株式会社取締役 2018年 6 月 当社代表取締役CFO（現任） 2018年 7 月 当社経営管理本部管掌、人事総務本部管掌、経理法務本部管掌（現任） 2019年 4 月 当社広報室管掌（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	683,750株
取締役候補者とした理由 林真司氏は、1990年に当社に入社し、主に営業部門やマーケティング部門の責任者を歴任するとともに、コンプライアンス担当・リスク管理担当役員として当社ガバナンス体制の強化に取り組み、2018年からは当社代表取締役CFOとして、財務・管理部門を統括し、当社グループの発展に貢献してまいりました。 今後も当社グループが成長を続ける上で、同氏の豊富な見識や職務経験等が、当社グループの更なる業績の向上と持続的な企業価値の創出に資すると考えるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	【再任】 けん じょう とおる 見 城 徹 (1950年12月29日生) 	1991年 9 月 株式会社角川書店（現：株式会社KADOKAWA）取締役編集部長 1993年11月 株式会社幻冬舎設立、代表取締役社長（現任） 2005年10月 株式会社タッチダウン代表取締役社長（現任） 2009年 5 月 エイベックス通信放送株式会社最高顧問（現任） 2010年 6 月 当社非常勤取締役（現任） 2012年 3 月 株式会社キャブ代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） エイベックス通信放送株式会社最高顧問 株式会社幻冬舎代表取締役社長 株式会社タッチダウン代表取締役社長 株式会社キャブ代表取締役社長	—
取締役候補者とした理由 見城徹氏は、2010年に当社非常勤取締役に就任後、企業経営やエンタテインメント業界における豊富な経験や幅広い知見を活かし、当社グループの発展に貢献してまいりました。 今後も同氏の豊富な企業経営の経験に基づくアドバイスや意見等が、当社グループの更なる業績の向上と持続的な企業価値の創出に資すると考えるため、取締役候補者といいたしました。 当社は、非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める額を損害賠償限度額とする損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合には、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在のものです。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会への 出 席 状 況
1	こ ばやし のぶ ゆき 小 林 伸 之 新 任	常勤監査役	12回中 12回 (100%)
2	おお く ぼ けい いち 大 久 保 慶 一 新 任 社 外	社外取締役、コンプライアンス委員会委員	12回中 12回 (100%)
3	たま き あき ひろ 玉 木 昭 宏 新 任 社 外	社外監査役、報酬委員会委員	12回中 12回 (100%)
4	すぎ もと よし ひで 杉 本 佳 英 新 任 社 外	—	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	【新任・常勤】 こ ばやし のぶ ゆき 小 林 伸 之 (1956年 9月 4日生) 	1998年 10月 エイベックス・ディストリビューション株式会社（現：エイベックス・エンタテインメント株式会社）入社 1999年 7月 同社取締役 2004年 4月 同社常務取締役 2007年 4月 エイベックス・マーケティング株式会社（現：エイベックス・エンタテインメント株式会社）取締役 2010年 5月 同社執行役員第2販促営業本部長 2011年 7月 同社執行役員管理本部長 2013年 6月 当社常勤監査役（現任） 2016年 12月 株式会社NexTone 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社NexTone 社外監査役	2,000株
取締役候補者とした理由 小林伸之氏は、1998年に当社グループに入社し、主に営業部門や販促部門の責任者を歴任した経験を通じ、当社グループの事業内容を熟知しており、また2013年6月から当社の常勤監査役及びグループ会社の監査役を務め、当社グループの経営に関する豊富な知見を有しております。これらの経験と知見を職務に有効に活かすことが期待できることから、同氏を取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	【新任・社外】 おお く ぼ けい いち 大 久 保 慶 一 (1944年4月15日生) 	1972年 4月 東京地方検察庁検事 1991年 4月 法務省入国管理局警備課長 1995年 4月 千葉地方検察庁刑事部長 1996年10月 東京地方検察庁公安部長 1997年 8月 東京高等検察庁公判部長 1999年 9月 最高検察庁検事 2000年 9月 高知地方検察庁検事正 2002年 4月 札幌地方検察庁検事正 2004年 4月 東京法務局所属公証人 2012年 6月 三井倉庫株式会社（現：三井倉庫ホールディングス株式会社）社 外監査役 2016年10月 弁護士（現任） 2017年 6月 当社社外取締役（現任） 2017年 6月 当社コンプライアンス委員会委員（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士	—
社外取締役候補者とした理由 大久保慶一氏は、長年の司法分野における経験及び知見を活かし、当社の経営に関する適切な助言・監督等をいただいているため、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は、当社との間に取引が無いこと等から、当社が定める社外取締役の「独立性の判断基準」に照らして、社外取締役としての独立性に問題はないと考えております。 また、選任後には当社のコンプライアンス委員会委員長に就任いただく予定です。 同氏は社外取締役候補者であり、同氏が取締役を選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。 なお、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	【新任・社外】 たま き あき ひろ 玉 木 昭 宏 (1966年10月25日生) 	1994年 9月 プライスウォーターハウス（現：プライスウォーターハウス・クーパーズ）ニューヨーク事務所入所 1996年 9月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 1999年 3月 米国公認会計士登録 1999年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）退所 2000年 1月 株式会社インテラセット入社 2001年 7月 株式会社イノベーション・アンド・イニシアチブ（現：株式会社インヴィニオ）入社 2006年 6月 株式会社サイファ設立、代表取締役（現任） 2008年 6月 当社社外監査役（現任） 2010年 6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役 2016年 6月 当社報酬委員会委員（現任） （重要な兼職の状況） 米国公認会計士 株式会社サイファ 代表取締役	—
社外取締役候補者とした理由 玉木昭宏氏は、米国公認会計士の資格を有しており、長年にわたる会計監査及びコンサルティング業務経験に基づく高い識見により、適切な監査を実施していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（在籍時の名称は監査法人トーマツ）に籍を置いておりましたが、次の理由により十分に独立性を有していると判断しております。 i) 監査法人トーマツに所属していた期間において、当社の監査業務に関与していなかったこと。 ii) 監査法人トーマツ退所後、本年6月で20年6ヶ月を経過していること。 なお、選任後には当社の報酬委員に就任いただく予定です。 同氏は社外取締役候補者であり、同氏が取締役に応任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	【新任・社外】 すぎもと よし ひで 杉 本 佳 英 (1980年10月31日生) 	2009年12月 弁護士（現任） 2009年12月 須田清法律事務所入所 2011年 4月 リーガルパートナーズ法律事務所（現：あんしんパートナーズ法律事務所）設立 2015年12月 株式会社ブランジスタ 社外取締役就任（現任） 2017年 5月 北京大成律師事務所 顧問就任（現任） 2018年 5月 中伝悦衆（北京）文化发展有限公司 顧問就任（現任） 2018年10月 株式会社NATTY SWANKY 社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 株式会社ブランジスタ 社外取締役 株式会社NATTY SWANKY 社外取締役	—
社外取締役候補者とした理由 杉本佳英氏は、弁護士として企業法務・コンプライアンスに関する高い実績に加え、中国企業の顧問として海外コンテンツの保護に関する豊富な経験と見識を有しており、独立した立場から当社の経営とガバナンスの強化に貢献していただけることを期待して、社外取締役候補者といたしました。 なお、選任後には当社の報酬委員会委員長に就任いただく予定です。 同氏は社外取締役候補者であり、同氏が取締役を選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在のものです。
3. 第2号議案「定款一部変更の件」並びに大久保慶一、玉木昭宏及び杉本佳英の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、玉木昭宏氏は社外監査役として、大久保慶一氏は社外取締役として同様の契約を締結しております。

【ご参考】 社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」

当社は、以下のとおり「独立性の判断基準」を定めております。

当社は、以下のすべての要件に該当しない場合、当該社外役員（社外取締役及び社外監査役）に独立性があると判断する。

- a. 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者
- b. 当社グループの主要な取引先（年間取引額が連結売上高の1%を超える）である者若しくはその業務執行者、又は当社グループを主要な取引先（年間取引額が相手方の連結売上高の1%を超える）とする者若しくはその業務執行者
- c. 当社グループから役員報酬以外に多額（年間取引額が1,000万円又は相手方の連結売上高の1%のいずれか高い方の額を超える）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属し当社グループを直接担当している者）
- d. 当社の主要株主（※1）（当該主要株主が法人である場合、当該法人の業務執行者）
- e. 当社グループの主要借入先（※2）の業務執行者
- f. 最近においてa.からe.に該当していた者
- g. a.からf.に掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（配偶者又は2親等以内の親族）

※1：主要株主とは、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※2：主要借入先とは、当社グループが借入をしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の5%を超える者

以上

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2013年6月18日開催の第26期定時株主総会において、基本報酬が年額800百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、業績連動報酬枠が当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を基本報酬が年額800百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、業績連動報酬枠が当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、今回お諮りする上記報酬限度額は、現在の取締役の報酬限度額と同額であります。なお、本議案につきましては、報酬委員会の同意を得ております。

現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

また、今回お諮りする上記報酬限度額は、現在の監査役の報酬限度額と同額であります。なお、本議案につきましては、報酬委員会の同意を得ております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 業務執行取締役に対する株式報酬の支給のための報酬決定の件

当社は、2017年6月23日開催の第30期定時株主総会において、業務執行取締役に対し譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度の導入についてご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、改めて業務執行取締役に対し、中長期的な企業価値向上への動機付けや経営陣と株主の価値共有に資することを目的として、下記の内容の譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度（当社普通株式及び納税資金確保のための金銭により支給される）により構成される株式報酬制度（以下、総称して「本制度」という）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

また、本議案においてご承認をお願いする本制度の内容は、第30期定時株主総会でご承認いただいた内容と同一です。なお、本議案につきましては、報酬委員会の同意を得ております。

つきましては、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」における取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額とは別枠として、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億20百万円以内として設定するとともに、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭の総額を、700,000株に後記の交付時株価を乗じた額以内として設定したいと存じます。

また、本制度に基づく報酬等の支給は、当社における業務執行取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。第30期定時株主総会への付議を決定した取締役会の決議は、独立社外取締役を委員長とし、その過半数を独立社外役員で構成する任意の報酬委員会の答申に基づき行われております。

現在の取締役は6名（うち業務執行取締役3名）であり、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」のご承認が得られた場合は取締役は4名（うち業務執行取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

記

本制度の内容

I. 譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度I」という）について

本制度Iの概要は、以下のとおりです。

①譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、本制度Iの対象となる各業務執行取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各業務執行取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける各業務執行取締役に特に有利な金額としない範囲で当社

取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、各業務執行取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記③に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

②譲渡制限付株式の総数

業務執行取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数120,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

③譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける各業務執行取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

（i）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役は、3年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

（ii）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該業務執行取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（i）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（iii）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（iii）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該業務執行取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（iv）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記（Ⅲ）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

Ⅱ. パフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下、「本制度Ⅱ」という）について

（Ⅰ）本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、本制度Ⅱの対象となる業務執行取締役に対し、当社の中期経営計画の対象期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、2018年3月31日に終了する事業年度から2021年3月31日に終了する事業年度までとし、当初の対象期間終了後も新たな中期経営計画が策定される毎に、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度Ⅱを継続することを予定しております）中の当社業績等の数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式及び納税資金確保のための金銭を、対象期間分の報酬等として交付する業績連動型の報酬制度です。したがって、業務執行取締役への本制度Ⅱは、上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式及び納税資金確保のための金銭を交付するものであることから、本制度Ⅱの導入時点では、各業務執行取締役に対してこれらを交付するか否か並びに交付株式数（以下、「交付株式数」という）及び支給する金銭の額は確定しておりません。

（Ⅱ）本制度Ⅱの仕組み

本制度Ⅱの具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ①当社は、本制度Ⅱにおいて使用する各数値目標（営業利益、売上高等により設定されます）や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定します。
- ②当社は、対象期間満了後、当該対象期間における当社業績等の数値目標の達成率等に応じ、各業務執行取締役に割り当てる当社普通株式の数を決定します。
- ③当社は、上記②で決定された各業務執行取締役に割り当てる当社普通株式の数に応じて、各業務執行取締役にに対し、当社取締役会決議に基づき、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各業務執行取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社普通株式の割当てを受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、上記②の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。
- ④上記③の当社普通株式の割当てに伴い、各業務執行取締役に納税費用が発生するため、当社は、各業務執行取締役に対し、納税資金確保のため、上記③の金銭報酬債権に加えて、上記③の当社普通株式の割当ての際に各業務執行取締役が負担することとなる納税費用を考慮した額の金銭を支給します。

（Ⅲ）本制度Ⅱに基づき業務執行取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各業務執行取締役に交付する当社普通株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする）、②の計算式に基づき、各業務執行取締役に支給する金銭の額を算定します。

①各業務執行取締役に交付する当社普通株式の数
基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%

②各業務執行取締役に支給する金銭の額

基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%×交付時株価（※3）

※1 当該業務執行取締役の職位を考慮して、当社取締役会において決定します。

※2 営業利益、売上高等による対象期間の数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から150%の範囲で算定されます。

※3 対象期間終了後における、本制度Ⅱに基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

なお、上記（2）③の金銭報酬債権及び上記（2）④の納税資金確保のための金銭の総額は、700,000株に交付時株価を乗じた額を上限とします。また、当社が業務執行取締役に本制度Ⅱに基づき割り当てる当社普通株式の総数は、対象期間において350,000株を上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合には、当該併合又は分割の比率に応じて、上記総額の計算の基礎となる株数（700,000株）及び業務執行取締役に割り当てる当社普通株式の総数を調整するものとします。

また、上記（3）①に定める数の当社普通株式の割当てを行うことにより、上記の業務執行取締役に割り当てる当社普通株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各業務執行取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

（4）業務執行取締役に対する当社株式の交付要件

本制度Ⅱにおいては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、各業務執行取締役に対して当社普通株式を交付します。当社による当社普通株式の割当ては、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、当社普通株式を交付する業務執行取締役及び交付株式数は、以下の株式交付要件及び上記（3）記載の算定方法に従い、対象期間経過後の当社取締役会において決定します。

①対象期間中に取締役として在任したこと

②当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと

③その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

※業務執行取締役が対象期間中に退任する場合においては、対象期間における退任時までの在任期間に応じて取締役会において定める合理的な方法に基づき按分した数の当社普通株式を交付します。また、対象期間中に新たに就任した業務執行取締役についても、在任期間に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

以 上

株主様専用サイト「avex shareholders club」のご案内



avex shareholders club

エイベックス株主様専用サイト

株主の皆様とのコミュニケーションを深め、当社をよりご理解いただくことで、
少しでもエンタテインメントの魅力を感じていただきたい。
そして当社のファンになっていただきたいという思いから、
株主様専用サイト「avex shareholders club」を開設いたしました。

<https://sh.fc.avex.jp/>

